

■松江市たばこ対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に基づく受動喫煙対策をはじめ、松江市内のたばこ対策を総合的かつ効果的に推進するため、松江市たばこ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 松江市におけるたばこ対策の総合的な推進に関する事
- (2) 公共施設及び民間施設に対する受動喫煙対策の推進に関する事
- (3) たばこ対策に関する関係機関等との連絡調整に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要とする事項

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内の委員をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会その他の保健医療団体の代表者
- (3) 教育・子育て関係機関または団体の代表者
- (4) 商工・観光関係機関または団体の代表者
- (5) 労働関係機関または団体の代表者
- (6) 市民または市民生活関係団体の代表者
- (7) その他、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に共に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会長は、必要に応じ、第3条第2項で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 推進会議に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。